

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権・平和主義・基本的人権の尊重の三原則のもと、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。この三原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

国会でも、平成19年の日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法）の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法論議が始められている。憲法は国家の最高法規であり、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきである。

よって、国会及び政府におかれては、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民に丁寧に説明し、国民的議論を喚起することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月20日

平塚市議会